

第34回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和3年5月17日開催)

令和3年5月17日現在、新型コロナウイルスの感染が拡大する9都道府県に「緊急事態宣言」が、10県に「まん延防止等重点措置」が政府により発令中です。

茨城県は5月17日、感染が拡大する土浦市、**下妻市**、笠間市、牛久市、筑西市、かすみがうら市、鉾田市、小美玉市、東海村、阿見町の10市町村について、新たに「感染拡大市町村」に追加しました。期間は令和3年5月20日から6月2日までの2週間で、不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮などに加え、部活動の練習試合や合同練習などの対策も要請されています。

本市では、感染拡大の現状と、上記の茨城県の方針を受け、以下のとおり対応します。

市の対応について

感染の再拡大により、5月17日に茨城県から「感染拡大市町村」に再び指定されたことを受け、以下について5月20日(木)から6月2日(水)まで対応することとする。

(1) 各部署のイベント、事業等について

- 不特定多数の参加が予定されているイベントや行事に関しては、原則中止とする。
- 各部署の事業については、人数制限や感染拡大予防対策を徹底し、開催の判断は各部署等で行う。また、リモート会議等を実施できる場合は活用する。

(2) 公共施設等の対応について

- 公共施設等は、屋内・屋外を問わず、原則閉鎖。
※ただし、施設により開設が必要と判断される場合は、その限りでない。

(3) 市三役のワクチン先行接種について

- 市長、副市長及び教育長は、災害対策など危機管理の陣頭指揮を執る責任者であることから、風水害の多発時期を迎える前に接種を行う必要があると判断し、65歳以上の高齢者の接種が概ね終了した段階で接種する。

(4) ワクチン接種予約のキャンセル対応について

- キャンセルが発生したときのワクチン廃棄を避けるため、以下の順位により接種希望者を事前登録し、ワクチンを有効活用する。
 - ① 医療従事者(接種漏れ)、ワクチン接種スタッフ(約20人)
 - ② 市内保育園及び幼稚園の職員(約230人)
 - ③ 特別支援学校及び市立小中学校職員(状況により対応)

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。